



熱気みなぎる 太鼓まつり

◆日時 7月17日(土)～18日(日)
◆場所 高良神社
◆問い合わせ 商工観光課

太鼓まつり「宮入り」(昨年@7月18日)

日	内容
7月1日(木)	
2日(金)	
3日(土)	
4日(日)	
5日(月)	
6日(火)	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時～17時(12時～13時除く) 障がい児者相談(知的、肢体障がい) 〈川口コミュニティセンター〉13時～15時 多量債務法律相談(生活情報センター)13時～16時 弁護士相談(予約は6月29日) 〈文化センター2階会議室〉13時15分～16時
7日(水)	女性専門相談(予約制) 〈八幡人權・交流センター〉13時30分～16時30分 自分に合った健康づくり 〈福祉・商工会館2階〉13時30分～15時30分
8日(木)	
9日(金)	
10日(土)	参議院議員通常選挙 やわた人形劇まつり〈生涯学習センター〉10時30分～15時 人権相談(八幡人權・交流センター)13時～16時 弁護士相談(予約は6日) 〈文化センター2階会議室〉13時15分～16時
11日(日)	
12日(月)	
13日(火)	
14日(水)	
15日(木)	
16日(金)	「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階事務相談室〉9時～17時(12時～13時除く) 行政相談 〈文化センター2階会議室〉10時～12時・13時～16時 さつき市民プールオープン(8月31日)9時～17時 親子の楽しい料理教室(橋本公民館)10時～12時 太鼓まつり「宮入り」〈高良神社〉19時頃
17日(土)	
18日(日)	
19日(月)	大型「み祝日」持ち込み〈環境事務所〉9時～12時 弁護士相談(予約は13日) 〈生活情報センター〉13時15分～16時 〈生活情報センター〉13時15分～16時
20日(火)	
21日(水)	団塊の世代地域デビュー相談窓口 〈生涯学習センター〉10時～12時 ふれあい福祉相談(出張相談)〈八寿園〉10時～14時 男性のための料理教室 〈八幡人權・交流センター〉10時～12時 女性専門相談(予約制) 〈八幡人權・交流センター〉13時30分～16時30分 年金相談(予約制) 〈文化センター2階会議室〉10時～16時
22日(木)	
23日(金)	
24日(土)	
25日(日)	
26日(月)	
27日(火)	
28日(水)	
29日(木)	
30日(金)	「休休体験学習」(31日) 〈文化センター3階会議室〉13時30分～16時
31日(土)	

7月のカレンダー(予定)

市議会第2回定例会・行政財政検討審議会に諮問	2面	7月11日は参議院議員通常選挙	8・9面
中学校に太陽光発電設備等を設置・子ども手当・流れ橋復旧	3面	情報ひろば・あなたも一言	10・11面
平成22年度八幡市職員採用試験	4面	子育て・相談・生活・図書館	12・13面
医療特集(後期高齢者医療・人間ドック・福祉医療)	5面	保健医療福祉(健康診査・健康相談・予防接種ほか)	14・15面
健康特集(特定健康診査・女性のためのがん検診)	6・7面	まちの話題(水防訓練・サッカー教室・佐藤康光杯・木津川御幸橋)	16面

今月の
主な内容

市議会第2回定例会

国文祭準備費などを補正

平成22年八幡市議会第2回定例会が6月9日から始まり、市は補正予算案など8議案と報告6件を提出しました。また6月29日、新副市長を選任する人事案件等5議案と報告1件を追加提出しました。

市が定例会に提出したのは、平成22年度の一般会計などの補正予算案が7件、条例の一部改正案5件、工事請負契約の締結について2件、人事案件3件です。他に議案1件、専決処分事件などの報告が7件です。

一般会計予算案は3億1千218万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億5億3千18万円としました。一般会計補正予算の主なものは次のとおり。

- ▽国民文化祭準備費366万口▽八幡人権・交流センター整備事業費1億5千400万円▽共同浴場改修事業費7千500万円—などです。

主な条例案は、男山レクリエーションセンターに整備されたフットサルコートは7月から使用できる予定です。一部工事が残っていますので注意ください。

フットサルコートは7月から使用できる予定です。一部工事が残っていますので注意ください。

備されたフットサルコートなどの多目的コート2面と照明設備の使用料を改定する八幡市都市公園条例の一部を改正する条例です。

新副市長に現職の部長

市は18日、副市長に現職の部長

市は18日、副市長に現職の部長

市は18日、副市長に現職の部長

市は18日、副市長に現職の部長

市は18日、副市長に現職の部長

市は18日、副市長に現職の部長



市は18日、副市長に現職の部長

市長のふれあい日記

災害に備えて

梅雨ですね。ここ数年、全国各地で集中的な大雨や地震による災害が起きています。昨年は京都府に土砂災害防止法に基づき基礎調査を実施していただきました。本市で土砂災害警戒区域が44カ所、そのうち土砂災害特別警戒区域が36カ所でした。災害時、道路等の損傷によりすぐれた救助に来てもらえないことも考えられます。そんな時にはどうするのか、近

本鼓まつり

7月17日から18日、「ヨッサリヨッサリ」の掛け声あがり、屋形太鼓みこしが市内を練り歩く「本鼓まつり」が開催されます。まつりが最高に盛り上がる「宮入り」は18日の午後7時頃、迫力満点です。今年は特別に子どもみこし「基が宮入り」を披露する予定です。楽しいやわたの夏をともに過ごしましょう。

行財政検討審に諮問 行財政改革を推進



市長から諮問書を手渡される三井会長（市文化センター）

第5次行財政改革の計画策定に向けて5月31日、明田市長が行財政検討審議会に行財政改革の取り組みについて諮問しました。審議会は市民公募4人を

利用者負担を軽減

地域生活支援事業

市民税非課税世帯の障がい福祉サービスの利用者負担が、平成22年4月から無料になりました。また市は地域生活支援事業の市民税非課税世帯の利用者負担も4月から無料にするにしました。このため市民税非課税世帯の利用者が、既に事業所へ支払った利用者負担分を4月にさかのぼり返還します。※移動入浴、日中一時、重度訪問入浴サービスの利用者には市から通知します。また日常生活用具の利用者のうち無料対象の人に市から通知します。

移動支援	障がい者（児）が社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出の移動を支援するサービス
日中一時支援	障がい者（児）の日中における活動の場を提供することにより、その家族の就労を支援または日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するために実施するサービス
重度訪問入浴	介護保険適用外の重度身体障がい者（児）の生活を支援するため、その人の居宅において入浴サービスを提供する訪問入浴サービス
日常生活用具	在宅の障がい者（児）に対し、日常生活用具の費用を補助するサービス

男女共同参画を推進 アンケート調査に協力を

市は、男女共同参画社会の実現に向けて、市民意識調査・事業所調査を7月26日まで実施します。調査は無記名で、男女の意識と実態、男女の雇用機会均等などをおたずねするため、無作為抽出した市民と市内事業所にアンケート用紙を送付します。調査目的以外には使用しません。アンケートに答えていただき返送してください。

松島規久男さん 自治功労者表彰

京都府立府民ホールで6月18日、八幡市議会議員の松島規久男さん（八幡北浦）が府から平成22年度の地域自治功労者として表彰されました。松島さんは昭和62年4月30日から6期にわたりに市議会議員として、地方自治の発展に多大な貢献をされたことが認められました。

淀川三川ふれあい交流 第2回七夕まつり

市は8月7日（土）から9日（月）まで、第2回七夕まつりを開催します。会場は、市北部の淀川河川公園の背割堤。願い事を書いた短冊を付けたササなど飾りつけ、夕日輝れとともにライトアップします。8月8日（日）には、ジャズコンサートや模擬店など、家族みんなで楽しむことができます。



願い事をかけた短冊を見る市民（前年の七夕まつり）

環境倉は地球温暖化防止のため、全国のライトアップ施設の消灯を呼びかける「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」を7月7日まで行っています。夜8時から10時までの2時間、七夕ライトダウンにご協力をお願いします。

火災・救急統計		
消防本部 電話981-4119		
22年1月～5月累計（内5月分）	昨年同期累計	
火災出動	9件（21件）	7件
火災以外の出動	58件（15件）	80件
救急出動	1356件（292件）	1343件
搬送人員	1258人（276人）	1264人

男山中と男山第三中 太陽光発電設備等を設置



屋上に設置されたパネル(男山中)

99cmのパネル(太陽電池モジュール)を20枚5列、5枚2列の10枚を設置しました。発電出力は20kWです。校舎内に設置された大型モニターで気温や日射量、発電出力などの測定データを見ることができ、環境教育の教材としても活用することが出来ます。

男山中学校と男山第三中学校の太陽光発電設備と空調設備の工事が6月30日、完了しました。

太陽光発電設備は、南側校舎屋上に横131cm縦

子ども手当の 手続きはお済みですか

子ども手当は、子どもの健やかな育ちを応援するために今年4月から始まり、所得制限はありません。申請書は、市から届くので、申請は簡単です。

申請は、市役所市民生活課で受け付けます。2週間以内にお済みください。

子ども手当は、市内に住んでいるが、単身赴任などで受給者(保護者)が市内に住んでいない場合、市から通知が届きません。受給者が住

支給対象の受給者	申請の有無等
① 中学校1年生(平成9年4月2日以降の生まれ)以下の子どもを養育し、児童手当を受給(平成22年3月31日現在)していた人	申請等の手続きは不要
② 上記①の児童手当を受給している子どもとは別に、中学校2年生・3年生(平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ)の子どもがいる人	9月30日までに請求した場合、4月分まで支給
③ 上記①の児童手当を受給していない人	※公務員は勤務先に申請してください。
④ 中学校2年生・3年生(平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ)の子どもがいる人	

「平和の折り鶴」を募集

市とピース八幡(市非核平和都市推進協議会)は7月1日から25日まで、平和の思いを込めて折った「平和の折り鶴」を募集します。



折り鶴は、市内公共施設にある回収カゴに入れてください。カゴのそばに、10cm角の大きさの折り紙を用意しました。折ると「届け! 私たちの平和の願い」「世界中が平和でありますように」の文字が裏に出るようになります。自由にお使いください。また、この折り紙以外で折られたものも回収カゴに入れてください。

折り鶴は市役所で展示した後、市内中学生らの平和大使により8月6日、広島平和記念公園の「原爆の子の像」にささげられます。回収カゴ設置場所=市役所、八幡人權・交流センター、公民館、コミュニティセンター、図書館ほか

◆問い合わせ 人権啓発課
◆問い合わせ 新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。熱損失防止改修とペアフリー改修を同時に実施し、その改修が軽減の要件に適合する場合、両制度とも軽減が受けられます。(それぞれ申請が必要)

子ども手当の受付

子ども手当を市へ寄付することが出来ます。関心のある人はお問い合わせください。

流れ橋が復旧

流れ橋が6月16日、復旧しました。市東部の木津川にかけられた水屋橋は台風などの豪雨で水位が上がると、ワイヤーでつながれた橋板や橋げたが流れ出すという独特の構造から「流れ橋」と呼ばれています。昨年10月、台風18号で流されました。これは昭和28年3月の架設以来、通算17回目となりま



◆問い合わせ 京都府山城北土木事務所 0774-62-1731

◆問い合わせ 資産税課

固定資産税(第2期分)納期限は8月2日です

市税は納期限内に市税取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎた市税は督促状が送付され、徴収権限が京都府と市内25市町村(京都市を除く)の税務署を行う広域連合です。

口座振替の申し込み

納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。各税の納期ごとにならざる出向くともなく、納め忘れもありません。▽申し込み 7月20日まで▽申し込み 7月20日まで▽申し込み 7月20日まで

住宅の熱損失防止改修工事

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家の固定資産税額の3分の1相当額を減額します。

固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事

展望台から望む木津川

男山山上展望台の景観整備について。◎回答 展望台から産川三川な

住宅の熱損失防止改修工事

①窓の断熱改修工事(必須) ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事



◆問い合わせ 秘書広報課

◆問い合わせ 資産税課

市職員を募集します

市は、平成22年度八幡市職員採用試験を実施します。市民本位で考え温かみで有能な人を求めます。市民のために力を尽くしてみませんか。

◆問い合わせ 人事課

あなたの力で

- 明るく親切な受付窓口をつくってください
- 高齢者や弱者にやさしいまちをつくってください
- 環境にやさしく美しいまちをつくってください
- 明日の八幡を担う子どもたちを育ててください
- 安心で安全なまちをつくってください



新規採用職員に訓示する市長 (4月1日、市役所分庁舎)



市では、公平、公正で透明性の高い採用試験を行うための基本的な考え方を定めています。

- 採用試験にかかわるすべての職員に対し、受験者等からの直接、間接の働きかけが及ばない措置を講じます。
- 特別職は、採用試験の実施に関与しません。
- 合否判定者、面接試験官等に事前研修を行います。
- 合否判定は合議によって行います。
- 職員採用試験実施要領と実施細則に基づき行います。
- 試験官の氏名と受験者の氏名や受験番号は秘匿します。
- 八幡市職員採用試験改善懇話会委員が試験に立ち会います。
- 採点票等は試験官の署名、押印の上、厳重に保管します。

試験の日時および場所

区分	月日	時間(予定)	場所
第1次試験 事務職A(一般事務) 事務職B(社会福祉士) 消防職 技師(土木) 技師(建築) 保健師 幼稚園教諭・保育士	9月19日(日)	午前9時30分～午後2時	京都八幡高等学校・北キャンパス(男山吉井7)
		午前9時30分～午後4時30分	
第2次試験 事務職A(一般事務) 事務職B(社会福祉士) 技師(土木) 技師(建築) 保健師 幼稚園教諭・保育士 消防職	11月3日(祝) (実施日は予定)	職種により時間が異なります。詳細は第1次試験合格者に通知します。 ※第2次試験日に受験者全員に健康診断を受診していただきます。	市文化センター(八幡高畑5-3)

(注)第1次試験当日は試験開始10分前までに試験会場にお越しください。

試験職種、採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
事務職A(一般事務)	16人	(1)昭和55年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人
事務職B(社会福祉士)	5人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)社会福祉士資格を有する人(取得見込みは不可)
技師(土木)	4人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)2級土木施工管理技士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の土木専門課程を卒業または平成23年3月31日までに卒業見込みの人
技師(建築)	5人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)2級建築士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の建築専門課程を卒業または平成23年3月31日までに卒業見込みの人
保健師	2人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)保健師免許を有する人または平成22年度の国家試験で取得見込みの人
幼稚園教諭 保育士	4人	(1)昭和55年4月2日以降に生まれた人 (2)幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人または平成23年3月31日までに取得見込みの人(注)採用職種(幼稚園教諭または保育士)、配属施設(幼稚園または保育園)は採用時に決定します。
消防職	3人	(1)昭和60年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)普通自動車運転免許(A 1限定は不可)を有する人または平成23年3月31日までに取得見込みの人 (4)採用後の通勤時間(片道)が概ね1時間以内の人 (5)身体上、職務遂行に支障のない人

(注1)表の受験資格に必要な免許・資格が平成23年3月31日までに取得できなかった場合や、卒業できなかった場合は採用できません。

(注2)表の受験資格にかかわらず、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 八幡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

試験の方法、内容等

試験区分	内容	対象職種
第1次試験 教職試験 作文試験 専門試験	公務員として職務遂行に必要な一般知識および知能等について筆記試験を行います。(多肢選択式40題)	全職種
	規定課題による文章表現力を見る試験を行います。(採点は第2次試験で行います)	
	専門知識や専門技術について筆記試験を行います。(多肢選択式30題)	
面接	個別面接を行います。(同日に受験者1人につき2回行います)	全職種
実技試験	ピアノ演奏と絵本の朗読について試験を行います。	幼稚園教諭・保育士
第2次試験 適性検査 適性検査	職務の遂行に必要な適性について検査を行います。	事務職A(一般事務)、事務職B(社会福祉士)、技師(土木)、技師(建築)、保健師、消防職
	職務の遂行に必要な職場適性について検査を行います。	事務職A(一般事務)、事務職B(社会福祉士)、技師(土木)、技師(建築)、保健師、幼稚園教諭・保育士
体力検査	基礎的な体力について検査を行います。	消防職

受験申し込みの手続き

採用試験の申込書は、人事課、八幡人権・交流センター、有都交流センター、生活情報センター、公民館で配布します。また市ホームページからもダウンロードできます。

受付期間	平成22年8月3日(火)～8月16日(月) 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土・日は受け付けできません)
受付場所	八幡市役所2階人事課
提出書類	①八幡市職員採用試験申込書 ②受験票、写真票(それぞれに縦4cm×横3cmの写真を貼付したもの) ③市指定の履歴書(縦4cm×横3cmの写真を貼付したもの) ④返信用封筒(定形235mm×120mm)1通(郵便番号、住所、氏名を明記し、240円分の切手を貼付したもの) ⑤受験資格に記載の資格・免許を有することが証明できるもの(免許の写し等)ただし、卒業証明、卒業見込証明、成績証明は申込時提出の必要はありません)
注意事項	①郵送およびインターネットでの申し込みはできません。(持参に限り)ます。 ②ホームページからダウンロードした様式を使用される場合、用紙はA4とし、履歴書は両面印刷をしてください。(両面印刷ができないときは、履歴書の表面と裏面を張り合わせて両面印刷と同形態にしてください。提出書類は自書に限り)ます。 ③申込書等は本人が持参してください。代運の人が持参される場合は、書類の不備や記載内容の訂正等に対応できる人に限り)ます。 ④写真は申し込み前6カ月以内に撮影(正面、無帽、上半身、縦4cm×横3cm)したものに限り)ます。写真の裏面に氏名を記載してください。(同じ写真が計3枚必要)です。 ⑤提出書類の記載事項の不備や書類が揃っていない場合は、受け付けすることができません。このために生じた申し込みの遅延については責任を負いません。 ⑥受付最終日は混雑が予想されますので、余裕をもつて申し込みください。

※第2次試験会場にはエレベータ設備がありません。車いす等を使用されるなど、試験会場内での移動に補助・介助等が必要な場合は、受験申込時にお申し出ください。

第2期募集について
合格者数が採用予定数に満たないことが見込まれるときは、年内に第2期の職員採用試験を実施する場合があります。実施する場合は、市ホームページ等でお知らせします。

後期高齢者医療

被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者へ7月中旬に、被保険者証(紫色)を送付します。

窓口で支払った医療費

後期高齢者医療制度では、皆さんが医療機関の窓口で支払った医療費(一部負担金)の割合(窓口負担)を前年の収入により判定します。

○窓口負担割合の判定
住民税の課税所得が145万円未満：1割
住民税の課税所得が145万円以上～3割

○負担割合を1割に軽減
負担割合が3割の世帯で次の要件に該当する場合

入院時の食事代等の軽減

入院時の食事代の自己負担額が軽減(表1)される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。現在、お持ちの認定証は7月31日で期限が切れますので、引き続き該当される人には市から新しい認定証を送付します。また認定証をお持ちでない人で、次の条件に該当する場合は、交付申請をしてください。

■入院したときの食事代等の自己負担額【表1】

一般(下記以外の所得者)	1食当たり
90日以内の入院 (過去12カ月の入院日数)	260円
90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	210円
低所得Ⅱ	160円
低所得Ⅰ	100円

△申請方法 被保険者証と印かんを持参のうえ国保医療課へ

△申請方法 被保険者証・本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類(源泉徴収票、確定申告書の写し等)、印かん

【保険料の算定方法】

$$\text{均等割額} = \text{被保険者1人当たり} + \left\{ \frac{\text{所得割額}}{\text{総所得金額等}} \times \text{基礎控除額} \right\} \times 8.68\%$$

均等割額 44,410円

所得割額 総所得金額等(基礎控除額) 33万円

保険料 45万円

保険料の決定と支払い方法

平成22年度保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は均等割額と所得割額の合計額で、被保険者一人ひとりに納めていただきます。所得の低い人については保険料の軽減措置(表2)があります。

支払い方法は、年金からの天引き(特別徴収)または口座振替等(普通徴収)により納めていただきます。

普通徴収の場合は納期は7月から翌年3月までの9回払いで、口座振替または金融機関等に直接、納めてください。

特別徴収の場合は4月・6月・8月に前々年の所得で計算した金額(仮算定)を天引きし、10

人間ドック受診費用を補助 国保と後期高齢者医療制度

半日人間ドックの受診費用を補助します。平成22年度からは国保加入者に加えて、後期高齢者医療制度加入者も対象となりました。

▽申込期間・場所

- ①7月8日(木)＝市文化センター1階・展示室
 - ②7月9日(金)、7月12日(月)～15日(木)＝市役所1階・国保医療課
- ※受付時間はいずれも午前9時～午後5時15分。定員になり次第、受け付けを終了します。

▽定員と対象者

(国保加入者) 定員400人。①申請時に1年以上継続して国保に加入し、保険料を完納している人②40歳以上75歳未満(受診時)の人③妊娠や入院をしていない人④特定健康診査を受診されていない人

(後期高齢者医療制度加入者) 定員100人。①市から被保険者証を受けている人②後期高齢者医療保険料を完納している人③医療機関に入院していない人④後期高齢者健康診査を受診されていない人

※同じ年度に人間ドックと特定健康診査、後期高齢者健康診査を重ねて受診することはできません。市から特定健康診査の受診券が送られてきた人は、人間ドック申込時にお返しください。

▽申し込みを持参するもの

- 保険証と印かん
- ▽受診期間 9月1日(水)～平成23年3月31日(木)
- ▽自己負担 受診費用の3割相当額(市が契約している検査項目以外対象外)
- ▽医療機関 京都第一赤十字病院、美杉会男山病院(婦人科なし)、京都八幡病院、京都きづ川病院、蘇生会総合病院、大和健診センター、田辺中央病院、坂崎診療所
- ※受診希望日等をお尋ねすることがありますので、できる限り受診者本人が申し込みください。男山病院を希望された場合、受付時に受診希望日を決めていただきます。
- ※脳ドック受診希望者は、個人負担となります。人間ドック申込時に受診機関とご相談ください。

均等割額の軽減

軽減割合	軽減の要件
9割	8.5割軽減に該当する人のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない世帯
8.5割	世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の人
5割	世帯の総所得金額等の合計額が、基礎控除額(33万円)+24万5千円×被扶養者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯
2割	世帯の総所得金額等の合計額が、基礎控除額(33万円)+35万円×被扶養者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯

所得割軽減措置

総所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の人…5割軽減

老人医療(満65歳以上70歳未満)、母子・父子家庭、重度障がい者(児)が、使用している福祉医療費受給者証の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人は、市から7月末までに

福祉医療費受給者証 7月に切り替え

老人医療(満65歳以上70歳未満)、母子・父子家庭、重度障がい者(児)が、使用している福祉医療費受給者証の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人は、市から7月末までに

新しい受給者証を郵送します。8月以降に医療機関で受診する場合は、送付する新しい受給者証を使ってください。重度心身障がい者老人健康管理事業のシールについても引き続き該当する人へ郵送します。

なお、福祉医療、重度心身障がい者老人健康管理事業について、所得制限などにより平成21年度は非該当となった人で、所得の減少などにより今年8月以降に該当することになった人は、受給者証交付申請書の提出が必要です。

福祉医療等の各制度は、所得制限額(表)以下の、および医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。

▽申請に必要なもの 健康保険証、印かん、母子・父子家庭は戸籍と本、重度障がい者(児)または後期高齢者医療の人は身体障がい者(療育)手帳

所得制限額(平成21年中の所得)

区分	扶養人数	0人	1人	2人	3人	以降1人につき
老人医療(申請者本人)		1,595千円	1,975千円	2,355千円	2,735千円	380千円加算
母子・父子家庭医療(同居の扶養義務者を含む)		6,216千円	6,465千円	6,678千円	6,891千円	213千円加算
障がい者医療・重度心身障がい者老人健康管理事業		3,604千円	3,984千円	4,364千円	4,744千円	380千円加算
配偶者・扶養義務者(母子・父子家庭医療を除く各制度)		6,287千円	6,536千円	6,749千円	6,962千円	213千円加算

◆問い合わせ 国保医療課